

基本目的 9 行政機能が高くなる

行動目標 9-2 公正で効率的な行政運営を行う

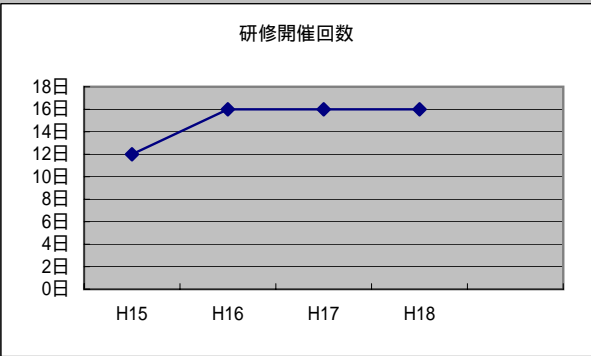
(所管課名 総務部総務課)

任務	適正な法解釈並びに適法な条例・規則の制定、運用を行う。
-----------	-----------------------------

任務の成果・活動指標の推移

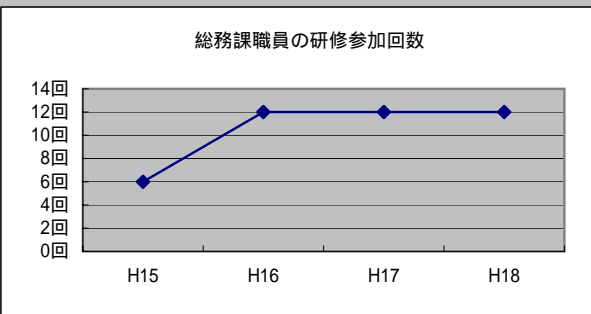
職員法務研修の実施日数

H15実績	12日
H16実績	16日
H17実績	16日
H18目標	16日



総務課職員の法務研修参加回数

H15実績	6回
H16実績	12回
H17実績	12回
H18目標	12回



指標の説明

法務能力の向上に向けては、職員研修が最も効果的である。また総務課職員については全庁の指導的立場であるため、外部研修等に参加し、資質の向上を図る必要がある。このため、研修日数等を指標として掲げた。

任務に対する評価

これまでの取組と成果、手段の妥当性

平成16～17年度

民法、行政法の基本的な知識について習得を目指した法律基礎研修及び条例立案能力の向上を目指す政策法務研修を実施した。これらの研修を通じて受講者の理解度も一定水準以上のものになるなど、職員の法的能力の向上あるいは適法な行政運営を推進することができた。

庁内LANを通じて法律解説等の情報を提供する行政法務基礎講座の配信を行っており、平成17年度は6回の配信を行った。

法務体制の充実、強化を図るため、平成18年4月から、行政法務係を法務係に改組し、より専門的に法務に取り組む体制とした。

平成18年度

平成18年度の職員研修においては、若手職員の法務能力向上を図るため、原則入庁5年目までの職員を対象に地方自治法研修(全7回)を行う。

これからの課題、施策等展開の方向性

地方分権の進展等による本市権限の拡大あるいは、自治体の法令解釈権の拡大により、法務能力の向上はますます必要となっている。さらに、中核市移行に向けて、法務体制の充実強化を進めるとともに、適正な立法を推進するため本市の立法指針について検討を行う。